

# プライバシーの文脈の多元性と情報倫理の関係

## —SNSを用いたコミュニケーションに 関する課題を中心として—

萩原 優騎\*

### I. はじめに

筆者は2019年度より、東京海洋大学の海洋生命科学部海洋政策文化学科にて、情報の利用に関わる倫理やリテラシーの教育に携わってきた。総合科目（共通導入科目）「情報リテラシー」は1年次の必修科目であり、大学での研究活動や学生生活全般における情報の利用をめぐる様々な論点を扱う。その一つが、プライバシー（privacy）の問題である。おそらく大半の学生は、これまでの人生において「プライバシー」という概念を自明なものとして理解してきたことだろう。しかし、その明確な定義や歴史的背景を熟知している学生は非常に少ないと思われる。他方で、プライバシーに関する論点は現代社会において重要な意味を持っている。情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）が発達し普及した現代社会では、日常の様々な場面でプライバシーに関わる諸問題に直面し得るからである。情報倫理学（information ethics）は、このような現代社会における倫理規範やその在り方を論じる研究領域として成立した。一方、「プライバシー」という概念が機能する文脈はその場面ごとに多様であることが、情報に関わる問題を扱う諸領域での先行研究において示されてきた。そうした点を考慮に入れるならば、情報倫理学における規範的な議論が、プライバシーをめぐる文脈に関する考察とどのように関係し得るのかということは、検討を要するのではないだろうか。このような問題意識に基づいて、本稿では若者のSNS（Social Networking Service）を用いたコミュニケーションと、その過程でプライバシーがどのように位置づけられているのかということに焦点を合わせる<sup>(1)</sup>。

- (1) 近年、日本においては特にCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の蔓延以降、Zoomをはじめとする各種のWeb会議ツール（Web conferencing tool）も、若者たちのコミュニケーションについて論じる上で視野に入れなければならないものとなっている。本稿では考察の範囲をSNSに限定するが、Web会議ツールに関わる論点や今後の課題は、萩原（2022）で検討した。

はじめに、本稿での考察の前提について記す。一つは、情報倫理学において扱われる価値は普遍的であるのか、あるいは多元的であるのかということをめぐる対立の図式である。もう一つは、「プライバシー」という概念の定義と、それが置かれている文脈に着目した議論である。次に、プライバシーに関する論点とその文脈との関連で問われる状況の具体例として、SNS が普及した現代社会の特徴の一つである、コミュニケーションのネットワーク化に言及する。また、ネットワーク化された日常生活における文脈の管理をめぐる問題と、就職活動や就職後の SNS を利用したコミュニケーションに伴う問題を扱う。続いて、以上のような問題に若者たちがどのような戦略を用いて関わろうとしているのかということを見る。一つは複数の SNS の併用であり、もう一つは公開する内容やその範囲の設定である。そして、これらの実践にはプライバシーの管理能力が必要となることを示す。最後に、本稿での議論を総括し、プライバシーの文脈が多元的である状況における情報倫理の在り方とその可能性を論じる。

## II. 考察の前提

### 1. 普遍主義と多元主義の対立

情報倫理学という領域の本格的な研究は、欧米では 1980 年代に始まった。情報通信技術の発達と普及に伴い、その影響が社会や価値にもたらし得る、あるいは既にもたらしている影響について、倫理的な観点からの研究の重要性が説かれた。この時期の情報倫理学研究の中心的人物の一人であるジェームス・H・ムーア (James H. Moor) は、コンピュータ技術の社会的影響の本質、そして当該技術の倫理的な使用のための指針の定式化と正当化についての分析を、「コンピュータ倫理学」(computer ethics) の研究の主要な課題として挙げている (Moor, 1985, p.266)<sup>(2)</sup>。そこには、従来の倫理学の議論それ自体の前提を問い直すことの必要性についての言及も含まれる。Moor (1985) では、コンピュータが他の技術とどのように異なるのかということ、そして、その差異が倫理的な問題においてどのような重要性を持つのかという点を論じることが、論考の目的として設定されている (p.266)。つまり、従来の倫理学の

(2) ムーアは、自身の研究を「情報倫理学」ではなく「コンピュータ倫理学 (computer ethics)」と称している。両者の異同については論者によって見解が異なるが、本稿ではこれらを区別しないという立場を採用する。この立場の主張の背景にあるのは、情報通信技術の普及に関する認識である。すなわち、現在では情報に関わる各種の行動や現象の多くは情報通信技術の利用を前提としていることから、情報倫理とコンピュータ倫理を異なるものとして考える必要性はなくなっているという (村田, 2004, p.10)。

知見を現代社会における情報通信技術をめぐる問題にそのまま応用すればよいとは言えないというのが、ムーアの主張である。コンピュータ倫理学に関わる議論は、現代という特定の時代に拘束されたものであることをムーアが明確に認識しているという点を、この主張から理解できる。

情報倫理学の議論は地域を越えて適用され得るものであり、むしろそうあるべきであると、ムーアは考えている。そのような立場を、本稿では「普遍主義 (universalism)」と呼ぶことにする<sup>(3)</sup>。それは、「指針は普遍的なものでなければ、利害や文化を超越した合意形成はできない」という前提に立ち、一律な政策をあらゆる場面に適用しようとする立場である(鬼頭, 2000, p.61)。ムーアの場合、どの地域にも一律に対処すればよいとまでは主張していない。人々の間で、また、文化間で価値が異なることを認識しながら、情報通信技術を使用するための最適な方策について合理的な議論を行うことができるという(Moor, 1998, p.18)。ただし、そうした議論を行うためには、地域間で共通に適用され得る価値が必要であるとされる。その価値を、ムーアは「本質的価値 (core value)」と名づけた。それは、たとえ「全て」ではないとしても「ほとんど」の人々に共有されている価値であると定義されている(Moor, 1998, p.19)。その例としては、生命、幸福、能力、自由、知識、資源、安全といった概念が挙げられている。ムーアのこの主張に類する議論は、デボラ・G・ジョンソン (Deborah G. Johnson) にも見られる。ある規範に関する表現や解釈が文化間では異なるゆえに、実際には普遍的な原理が作用していたとしても、その存在が見えにくくなっていることがあり得るという(Johnson, 2001, p.32 = 2002, p.47)。これも、一種の普遍主義的な立場であると言えよう。

上述のような意味での普遍主義に対立する立場は、「多元主義 (pluralism)」もしくは「相対主義 (relativism)」と形容される。これらの概念を、村上陽一郎は次のように定義している。多元主義や相対主義が理解されることを要求するのは、状況によって善悪の判断が揺れ動くということではなく、一見すると同じ行為であるかのように思えるものが状況に依存して「同じ」ではなくなること、すなわち、行為の同一性が状況依存적であるということである(村上, 1994, pp.217-218)。ムーアは、自身の主

(3) 唯一絶対の真理を前提として自らの信念を強制するのは、むしろ絶対主義 (absolutism) であり、普遍主義は多様な信念を前提としているという指摘もある(松葉, 2013, p.141)。しかし、特定の価値や規範の普遍性を前提として、さらには、それを一律にあらゆる場面に適用するという意味での普遍化を試み、そのことが他者への強制力の原動力にもなっている場合、そのような主義・主張を「普遍主義」と形容することは妥当であろう。

張の対極に相対主義を位置づけている。相対主義の立場では、倫理的な諸問題は地域の慣習や法に基づいて、状況に応じて解決されなければならないとされる (Moor, 1998, p.18)。こうした立場を選択するならば、情報倫理をめぐる諸問題の解決は困難であるという。第一に、現代社会における情報はグローバルな性質を持つということが指摘されている。情報は特定の慣習とは関係なしに流通するのであり、地域の慣習や掟に訴えたとしても一般的には答えを得られないと、ムーアは論じる (Moor, 1998, p.18)。第二に、現代社会では「方策の欠如 (policy vacuum)」が生じているという。問題の新しさゆえに、それにうまく対処することのできる慣習や掟はどこにも見当たらないということである (Moor, 1998, p.18)。このような主張がなされる一方で、後述するように、情報の利用に関わる文脈は実際に多元的である。文脈の多元性を考慮に入れつつ、どのように情報倫理を位置づけることができるのかということ、本稿では検討する。

## 2. プライバシーの定義と文脈

次に、本稿での主たる検討の対象となる、「プライバシー」という概念について概説する。この概念が初めて明確に定義されたのは、19世紀のアメリカにおいてである。そこでの主たる関心は、私事や私生活が適切に保護されることであった。そうした意図に基づき、プライバシーは「放っておいてもらう権利 (right to be let alone)」として定義された (Warren & Brandeis, 1890, p.193)。その後、時代を経ると共に、様々な定義や議論が登場する。単に「放っておいてもらう」だけでは片づかない問題が出現したことが、その背景に存在すると考えられる<sup>(4)</sup>。例えば、情報通信技術の発達に伴い、個人情報 (personal information) とその管理が、社会における重要な論点の一つになった。その結果、プライバシーは「自己情報コントロール権 (right to the protection of personal data)」によって適切に守られるべきものと考えられるようになった。それは、個人、集団、組織が、いつ、どのように、どの程度まで、自分たちに関する情報を他者に伝達するかということを自ら決定することを要求するという権利である (Westin, 1967, p.7)。

このように多義的な概念に、あえて包括的な定義を与えようとするならば、以下のように表現できるだろう。プライバシーとは、望まれない侵入から保護するために、

---

(4) 各種の定義や議論とその背景については、萩原 (2020) を参照。

自身やその生活圏域の特定の諸側面へのアクセスが制限された状態である (De George, 2018, p.108)。リチャード・トーマス・デ・ジョージ (Richard Thomas De George) は、「プライバシー」という概念は少なくとも以下の六つのカテゴリーに関わるものとして位置づけることができると論じている。すなわち、空間的なプライバシー、身体的及び精神的プライバシー、個人情報に関わるプライバシー、コミュニケーションに関わるプライバシー、個人に関わるプライバシー (自律)、サイバースペースのプライバシーである (De George, 2018, p.108)。サイバースペースのプライバシーに関しては、その侵害についての合意が得られにくいとされる。ある人々は自ら進んで自身に関わる詳細や写真をシェアするが、それらは個人的でプライベートなものであると考える人々もいるからである (De George, 2018, p.115)。ただし、後述のように、ある人々が自ら進んで自身に関する情報を公開する場合、その背景には特別な事情や動機が存在することもある。当人が日常生活において受けている様々な圧力や抑圧が、人々にそうした行動を促していることもあり得る。そのような点も考慮に入れるならば、たとえ完全な合意は得られないとしても、サイバースペースのプライバシーの在り方について議論を展開することは可能であり、その意義もあると言えるはずである。

また、プライバシーに関しては、包括的な定義を与えるだけでは不十分である。直面している問題に取り組もうとする場合、従来の諸前提が自明であるとは限らない。それにもかかわらず、既存の思考や制度に対する批判的な考察がなされないままとなっていることもある。新しい技術によって生じた変化を包含するために旧来の概念を拡張しようとしたり、情報通信技術が導入される以前に形作られた直感に依拠したりといったことが試みられるが、それによってさらなる混乱が生じる (De George, 2018, p.114)。このことは、ムーアがコンピュータ倫理学の研究に着手する際に表明した問題意識にも重なる。コンピュータ倫理学とは、既定のルールでもなければ倫理原則の機械的な適用でもないものであり、コンピュータ技術の本質やそれに対する私たちの価値観について改めて考察することが求められているという (Moor, 1985, pp.266-267)。しかし、ムーアはこのように自身の議論の時代拘束性を自覚しているが、他方で、その議論が地理的にはあらゆる場面に適用できるはずであり、そうすべきであると考えていた。

ムーアの主張を再検討するに際して参照すべきであると考えられるのは、「文脈」という観点からプライバシーに関する考察を展開した、ヘレン・ニッセンバウム (Helen Nissenbaum) の議論である。ニッセンバウムは、「文脈の統合性 (contextual

integrity)」という概念を掲げたことで知られる。情報の流れに関わる規範によって統御されていない生活圏域は存在しないのであり、「何でもあり (anything goes)」の情報や生活の場は存在しないという (Nissenbaum, 2004, p.137)。「何でもあり」というのは、一切の統制を欠いた無秩序な状態を指す。そうした状態は、日常生活において想定しがたい。つまり、ほぼ全ての出来事は文脈において生じるというのが、ニッセンバウムの主張である。プライバシーについて考える際も、こうした点を視野に入れることが重要であるとされる。また、情報に関わる規範には二つの種類が存在すると、ニッセンバウムは指摘する。一つは、「妥当性 (appropriateness)」についての規範である。それは、ある特定の文脈において、どのような情報の開示が妥当かということに関わる (Nissenbaum, 2004, p.138)。もう一つは、「流通 (distribution)」についての規範である。それは、ある集団から別の集団へと情報を移動させることに関わる (Nissenbaum, 2004, p.140)。これらの規範が十分に機能しなくなる場合、文脈の統合性が揺らぎ、情報が適切に扱われない事態が生じ得る。

### Ⅲ. SNS を用いたコミュニケーション

#### 1. ネットワーク化された公共

以上の議論を前提として、プライバシーの文脈の多元性について検討する。この論点に関わる先行研究として着目したいのは、現代社会における若者たち、特に 10 代の SNS を用いたコミュニケーションに関する多くの事例研究を展開してきた、ダナ・ボイド (danah boyd) による考察である。サイバースペースにおけるコミュニケーションについては、従来も社会学や政治学をはじめとする諸領域において、人々の生活実践や政治参加など、様々な観点から論じられてきた。ボイドはそれらの議論を視野に入れつつ、「ネットワーク化された公共 (networked publics)」という概念を提唱した。それは、ネットワーク化された技術によって再構成された公共、すなわち、ネットワーク化された技術によって構築された空間であり、人々と技術と行為とが交差した結果として出現する想像上のコミュニティである (boyd, 2014, p.8=2014, p.20)<sup>(5)</sup>。この定義には、「空間」と「イメージ」という二つの側面が含まれている。第一に、先行する世代の若者にとってのショッピングモールや公園といった公共空間が有していたのと同様の機能であり、第二に、かつて若者たちがマスメディアを通じてテレビの消費

---

(5) boyd (2014) の邦訳からの引用に際しては、訳語を適宜改めた。

によってつながっていると感じる事ができたような、集合的な想像の共同体の一部として自らを思い描くことができるということである (boyd, 2014, pp.9-10=2014, pp.21-22)。

ネットワーク化された公共には、従来の物理的な公共空間とは異なる以下のような特徴があると、ボイドは論じる (boyd, 2014, p.11=2014, pp.23-24)。第一に、持続性 (persistence) である。これは、オンライン上の表現とコンテンツの永続性であり、一度出回った情報、画像、映像等は長期間にわたって存在し続けることが多い。第二に、可視性 (visibility) である。この概念が示しているのは、証人となり得るオーディエンスがいる可能性、つまり、サイバースペースでの各種の行為は不特定多数の人々によって目撃されている可能性があるということである。第三に、拡散性 (spreadability) である。それは、コンテンツが容易に共有され得ることであり、当人が発信した情報、画像、映像等は容易に他人に複製されて、様々な場所に転載されるかもしれない。第四に、検索可能性 (searchability) である。すなわち、コンテンツを見つける能力であり、各種の検索機能を用いることにより、情報へのアクセスが容易に実現するという事態である。これらの特徴を駆使して、SNS におけるコミュニケーションが展開される。若者たちの SNS の利用においては、可視性と拡散性への関心が高いと言えよう。ただし、若者たちが注目を集めるためにソーシャルメディアを使っているからといって、それ相応の経験を積んでいるわけでもなく、舵をとるスキルを自動的に身につけているわけでもないのであり、概して大人たちよりも気楽に接し、懐疑心を抱かない傾向があるというだけであると、ボイドは述べる (boyd, 2014, p.13=2014, p.26)。

では、なぜ若者たちは熱心に SNS を用いたコミュニケーションに参加しようとするのか。この点について、ボイドは次のように説明している。若者たちはしばしば、大人の監視が及ぶことなしに、そして公の場において思い通りに友達と過ごしたいのであり、逆説的にもネットワーク化された公共は、親や兄弟姉妹が聞き耳を立てている家では不可能なほどのプライバシーと自律を許容する (boyd, 2014, p.19=2014, p.34) <sup>(6)</sup>。この記述が示しているのは、De George (2018) において示されていたプラ

(6) ただし、boyd (2014) で報告されているアメリカにおける各種の事例を、日本など文化や社会の特徴が異なる国々にそのまま当てはめることは適切ではないだろう。アメリカでは、公園やショッピングモールなどの公共の場に集まって遊ぶこと、通学以外の目的で公共交通機関を利用すること、徒歩や自転車で通学することなどが禁止されているといった事情も、若者たちが SNS で友達とのコミュニケーションを積極的にとろうとする動機として存在しているという (boyd, 2014, pp.86-90=2014, pp.139-145)。

イバシーの六つのカテゴリーはそれぞれ独立しているのではなく、時には相互に絡み合いながら日常を形成しているということである。それはまた、「公共空間＝家の外」、「私的空間＝家の中」という区別が妥当ではないということでもある。リアルスペースにおいてプライバシーや自律が実現し得ない状況下であっても、サイバースペースへの参加が事態を緩和し得る。しかし、SNSを巧みに利用して上記のような状況への対処がなされていたとしても、「公と私」という区別や、その区別に基づく認識を当人たちがどれほど獲得しているかということは、事例ごとに様々であろう。公共空間と私的空間の観念はリアルスペースに関して鮮明でないことがよくあるが、サイバースペースに関してはなおさらである (De George, 2018, p.115)。

## 2. 文脈の管理と崩壊

SNSにおける若者たちの行動や表現は、しばしば社会で問題視されてきた。それらの中には、他人や社会に対して危害を及ぼすと捉えられたものも含まれることは確かである。倫理学においては、危害の発生の回避及び防止は、近代社会の秩序を維持する上で重要であると考えられてきた。19世紀の思想家であるジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) は、「危害原則 (harm principle)」の理論的な基礎を築いた人物の一人として知られている。ミルによると、当人の意思に反して正当に権力を行使し得る唯一の目的は他人に対する危害の防止であり、自身にのみ関係する部分においては当人の独立は絶対的である (Mill, 1910, p.73=1979, pp.224-225)。他人への危害が発生しないという条件を満たす限りで、自己決定権 (right to self-determination) の行使が容認され得る。一方、危害の発生の回避や防止を実現するというミルの目的を議論の前提に置いたとしても、問題が発生した個別的状況を検討することなしに一律に規制を図ろうとすることは、適切だろうか。それぞれの場面での有効な解決策を模索するために必要なのは、その文脈に着目し、問題が発生した背景や当該の行為に及んだ動機などを多角的に検討することである。

SNSに関わるトラブルが頻出する傾向については、若者たちの行動や発言の文脈との関連で検討がなされるべきであると、ボイドは提唱する。それは、オーディエンスとして誰が想定されているのかということである。若者たちはしばしば、自身が「友達」や「フォロワー」に選んだ人々をオーディエンスとして想定している (boyd, 2014, p.32=2014, p.52)。プライバシー設定を厳格に行わない限り、実際にはこれらの人々以外も閲覧している可能性は常に存在する。それにもかかわらず、そうした想定に基

づくプライバシー管理が行われるとは限らないのは、なぜだろうか。第一に、プライバシー設定が複雑で常に変わり続けるゆえに手に負えないということ、第二に、自身と関心を共有する人々がアクセスできる状態にしておきたいと考える若者たちも存在することである (boyd, 2014, p.32=2014, p.52)。ここに登場するのが、「文脈崩壊 (context collapse)」という問題である。あるコミュニケーションへの参加者たちが文脈を共有できている、あるいはそのように相互に認識している場合には、トラブルは生じにくだろう。しかし、文脈の共有が実現しなかったり、ニッセンバウムが指摘していたような情報に関わる規範が十分に機能しなかったりといった事態が発生すると、状況は一変し得る。こうした事態は、想定したオーディエンス以外が閲覧していた場合に顕著になる。別々の社交的世界を同時に管理しようとして、とりわけこれらの世界の規範や価値が異なる場合、結果として文脈が崩壊し、異なるオーディエンスが共存することになり、プライバシーが失われたという感覚が生じる (Marwick & boyd, 2014, p.1056)。

文脈崩壊は、若者たちの行動や発言が大人たちに発見されたり、メディアで報じられたりして問題視される場合にも生じる。若者たちが特定の写真やコメントを投稿した際に元々どのような文脈を思い描いていたのかということを大人たちは考慮することなしに、オンラインで見たものを「理解できている」と信じてしまう傾向にあると、ボイドは指摘する (boyd, 2014, p.30=2014, pp.49-50)。もちろん、大人たちが発見した事柄が実際に社会的もしくは法的に問題がある場合もあるが、当該の投稿の意図や文脈が誤解されたまま情報が拡散されてしまうこともある。しかも、投稿から間もない時期に、そうした事態が発生するとは限らない。先述のように、ネットワーク化された公共は、永続性や検索可能性といった性質を有する。それゆえに、投稿内容の痕跡は検索され、容易に再投稿されて拡散されるのであり、時間の経過と共に新しいオーディエンスが新しい視点からメッセージを読むことによって、文脈崩壊が経験されがちである (boyd, 2014, p.33=2014, p.54)。もちろん、日常における SNS の利用の場面でも、常に均質なオーディエンスを想定できるとは限らない。通学先をはじめとする日常生活の場には様々な集団が存在しており、各自が複数の集団に同時に所属するなど、人間関係が多重的に構成されていることもある。諸集団がかち合う最たる場が Facebook であり、一方で関心に基づくコミュニティに自らの場所を作ろうとして Tumblr や Twitter が利用されるといったように、サイト内で、あるいは複数のサイトを利用して文脈の管理がなされる (boyd, 2014, p.39=2014, p.63)。

### 3. 就職に関わる問題

ここまででは若者たちが日常生活において SNS を利用するに当たって直面し得る状況を中心に記してきたが、就職に関わる事柄への SNS の影響も無視しがたい。若者たちが就職活動を展開する際に、さらには就職して以降も、SNS の利用に関わる様々な問題を抱え続ける可能性がある。就職活動中や就職後に、就職予定先もしくは就職先が SNS を通じたコミュニケーションを求めたり、応募者の SNS を調査したりすることは珍しくない。就職予定先もしくは就職先との直接的な関係が想定されることが多い SNS としては、Facebook や LinkedIn が挙げられる。Facebook をはじめとする SNS は、利用者が自身の素性を明らかにすること、つまり、最大限の透明性を実現した統一的なオンライン・アイデンティティを要求する (Van Dijck, 2013, p.200)。しかし、こうした運営側の要求は、必ずしも利用者側のニーズに合致していない。そして、このギャップは、就職に際しても利用者を悩ませる可能性がある。雇用する側としては、従業員に「裏表のない」データを公開してほしいと考えているが、大抵の利用者においては仕事上の自身と友人とのコミュニケーション上の自身との間に差異が存在するからである (Van Dijck, 2013, p.200)。ここにも、文脈の管理とその崩壊に関わる問題が現れる。

それゆえ、就職活動中や就職後には、従来にも増してオーディエンスの想定やプライバシーの設定といった論点を考慮に入れた行動や表現が求められることになるかもしれない。Facebook の利用において、そうした論点が顕在化した一例が、タイムラインの導入であった。Facebook にタイムラインが導入された際、デフォルトの状態では、たとえ過去に「友人限定」に設定してあったとしても、その内容が時系列のレイアウト上に自動的に表示されるようになっていた (Van Dijck, 2013, p.205)。そのことにただちに気づかず、結果として文脈崩壊を経験することになった人々もいるようだ。この事例が示しているのは、SNS に文章や写真を掲載して以降も、利用者にはそれらの継続的な管理が要求されるということである。掲載した当時は特に問題にならなかった内容が、新たなオーディエンスとの関係において、そしてそれに伴う文脈崩壊に伴って、思わぬ事態を発生させる原因になるかもしれない。その意味で、タイムラインをカスタマイズするということは自身の過去についての再編集であるだけでなく、自身の公的アイデンティティを形作る意識的な努力でもある (Van Dijck, 2013, p.205)。そうした努力を強いられるのは、雇用側が SNS に高い関心を示していることが多いからでもある。雇用側は Facebook から得られる応募者の個人的な情

報をますます知りたいと考えるようになっており、雇用後も社会的行動や専門職としての価値を監視するために Facebook や LinkedIn が用いられる (Van Dijck, 2013, p.212)<sup>(7)</sup>。

ただし、タイムラインやプロフィールを適切に管理すれば事足りるというわけではないことは言うまでもない。そもそも SNS の利用者は、それを利用し始めた時点で様々なリスクを抱えることになる。例えば、Facebook においては、プライバシー設定は他の利用者をブロックすることを可能にするだけであり、名前やプロフィール写真といった最も基本的な情報は誰に対しても公開されていること、そしてコンテンツの全てが Facebook の運営側に利用可能であることが挙げられる (Rønn & Søre, 2019, p.366)。ここには、情報の非対称性 (information asymmetries) という問題が存在する。自身の情報がどのように使われるかということについての適切な情報を欠いていたり、情報が将来どのように使われ得るかということについての知識を欠いていたりする時、自身にはほとんど選択肢がないと感じるゆえに、人々は個人情報を企業に明け渡すことが多い (Solove, 2008, p.73)。こうした事態は、SNS の利用にも当てはまる。プラットフォームを使用する時に何に同意するのかということは必ずしも明確ではなく、自身に関する情報が将来においてどのように使われ得るのかということは全く明らかではないのであり、それは将来的な技術の発展にもある程度左右される (Rønn & Søre, 2019, p.366)。SNS の利用が就職に不可欠になるということは、人々がこれらのリスクを引き受けることを強いられるということでもある。

## IV. 若者たちの対抗戦略

### 1. SNS の選択

SNS が社会に普及して久しいが、初期に流行したものが時間の経過と共に廃れたり、次々に新たな SNS が登場したりするなど、状況の変化はめまぐるしい。それらの変化の詳細をここで記述することはできないが、本稿の問題意識との関連が深い論点を中心にしてみることにしたい。一つは、ムーアが言及していた情報通信技術のグローバル化に関わる事態である。情報通信技術が世界各地に普及していることは事実

---

(7) LinkedIn の場合、その利用が就職活動の成否に直結する可能性もあることが指摘されている。雇用側の採用担当者は、ソーシャルメディアを介して既につながりを持っている候補者を優先しがちであり、「当社に既に勤務している、あなたが知っている人物を挙げなさい」と応募者に要求する企業も存在するという (boyd, 2014, p.175=2014, p.284)。

であるが、普及の過程は一律ではない。また、時間の経過と共に、SNSを運営する企業側の普及に向けての戦略及びその特徴も、大きく変化してきた。例えば、Facebookの利用傾向に変化が見られるとの指摘がなされている。かつてFacebookは、他のSNSと比べて社会経済的背景も学歴も高い白人層に広く浸透していたが、この傾向は変わりつつあるようであり、恵まれない若者たちの方がFacebookをより好むようになってきているという (Micheli, 2021, p.149)。こうした変化には、Facebookの事業展開が関係しているとされる。すなわち、Facebookはプラットフォームへのアクセスを提供することによって戦略的に利用者層を非ヨーロッパの国々に拡大してきたのであり、その結果、Facebookは南の国々の新しいユーザーにとってのインターネットへの主たる入口になっている (Micheli, 2021, p.149)。

こうした企業側の意向とは別に、利用者側の関心やニーズもSNSの選択に大きく影響している。例えば、あるSNSが一時期までは若者たちに熱心に支持されていたが、時間の経過と共に人気を失っていくことがある。それは、若者たちが単にそのSNSに飽きたということではない。そこには、大人たちとの関係という問題も存在する。若者たちは、自分たちのSNSでの活動が保護者や学校に監視されているのではないかと気にしていることもある。ボイドが行った調査では、Facebookよりも後発のSNSをより好む理由として若者たちが挙げたのは、「親がまだ知らないから」ということだった (boyd, 2014, p.58=2014, p.95)。「親がまだ知らない」というのは、親が監視の対象としないということだけでなく、親が自分たちのオンライン上でのコミュニケーションに関与してこないということでもある。それは、若者が中心の場に大人たちが「侵略」してくることを不快に思うということであり、親やその他の大人たちを避けて、より新しいサイトやアプリに移動する (boyd, 2014, p.58=2014, p.95)。ただし、若者たちが去ったSNSがただちに廃れるとは限らない。Facebookのように大人たちに愛用されている場合、利用者の年齢層が上がるという事態が生じる。また、たとえFacebookでのコミュニケーションに積極的にはなれないとしても、そこでの関係は維持しつつ、他のSNSを併用するという選択肢もとられる。例えば、家族との交流のためにFacebookを利用し、友人に対して自己を提示するために用いるのはInstagramであり、Snapchatでは「本当の自分」をさらけ出すといった使い分けである (Adorjan & Ricciardelli, 2019, p.18)。

Facebookの利用をやめた、もしくはやめたいという若者たちは、利用に際して不自由を感じたと表明していることが多いという。その中心にあるのは、オフラインと

オンラインの連続性という論点である。Facebookはオフラインでのアイデンティティを反映したプロフィールを作成することを利用者に強く推奨しているのであり、自身をより一貫したものとして提示することを要求される（Vickery, 2015, p.290）。オフラインの日常とは異なる人間関係を楽しみたい場合に、このことが支障になっていると考えられる。そうした事情から、Facebookが一つのアイデンティティを推奨することと対比して、より流動的であることを許容するSNSや、多様なアイデンティティ及びニッチなコミュニティの探求を好んで、Facebookをやめる若者たちもいる（Vickery, 2015, p.289）。もちろん、Facebookにおいても交友関係の範囲を調整することは設定次第で可能である。しかし、調整に伴う煩わしさを表明する若者もいる。例えば、Twitterにおいてはアカウントを非公開の状態に保ち、アカウントへのアクセスを強固に防ぐことができるが、仲間たちとつながることのプレッシャーを感じるFacebookではそれが困難であるという（Vickery, 2015, p.290）<sup>(8)</sup>。

## 2. 何をどこまで公開すべきか

以上のように、SNSの利用をめぐる状況は変化しており、自身を取り巻く環境や人間関係がSNSの選択に影響している。オンライン上に公開する情報に関しては、企業や政府による監視とそれに対する批判という枠組みで議論がなされてきた。例えば、テロリズムへの対策として政府による監視の強化が宣言されると、それに対して怒りの声を上げる人々もいれば、「私には隠すべきものは何もない（I've nothing to hide）」という理由で監視を問題であるとは考えない人々もいる（Solove, 2007, p.746）。一方、若者たちを対象とした日常におけるSNSの利用に関する研究では、印象のマネージメント（impression management）という観点から、企業や政府よりも家族や友人との関連においてプライバシーを気にかける若者が多いという結果が示されている（Adorjan & Ricciardelli, 2019, p.10）。若者たちが自身のプライバシーを気かけながらもSNSの利用を継続しようとするのは、そのことが日常生活、特にオフラインでの生活にも影響を及ぼし得るからである。SNSにおいて関わりたくな

(8) 非公開設定にしくなくても、ブロッキングによってコミュニケーションを遮断するという方法もある。この機能はTwitterだけでなくFacebookにも備わっているが、Facebookの場合は自身と接点のある様々な人々とのつながりへのプレッシャーが強く作用し、ブロッキングの機能を使うことがためられるようだ。Twitterではブロッキングによって不要な交流を阻止することが簡単にできるが、Facebookではそれが容易ではないため、ほとんど交流のない「友人」が膨大な人数になるという（Adorjan & Ricciardelli, 2019, p.18）。

い相手をコミュニケーションから除外することは、その相手と自身が実生活で共通に所属する集団において、自身が社会的に疎外されることにつながる可能性もあるということである (Adorjan & Ricciardelli, 2019, pp.18-19)。

ただし、必要に応じて SNS の併用がなされているとしても、若者たちはそうした使い分けを常に行っているとは限らない。公開の範囲を設定していなければ、自身が掲載した内容は不特定多数に閲覧されることになる。そのような場合、若者たちは「デフォルトがパブリック、努力によってプライベート」という考え方を受け入れた上で、掲載内容に関して「特別な防御を必要とするほど内密なものなのか」と問う (boyd, 2014, p.62=2014, p.100)。この基準に依拠するならば、オンラインでのコミュニケーションの全てを非公開にする必要はないという判断になる。逆に、この基準に抵触すると見なされた場合には、何らかの対処を迫られるだろう。例えば、より小規模のオーディエンスと直接やりとりするために、テキストメッセージやチャットに切り替えるといった対応が考えられる (boyd, 2014, p.62=2014, p.101)。あるいは、文脈を共有する想定されたオーディエンス以外には本当の意味を理解しがたい、暗号化されたメッセージを使うこともある<sup>(9)</sup>。これは、意味へのアクセス制限が、コンテンツそれ自体へのアクセスの制限を試みることもより、より強力なツールであり得るという認識である (boyd, 2014, p.69=2014, p.112)。

SNS に公開する事柄の選択という戦略も、プライバシーの管理の手段の一つとして用いられている。例えば、以下のような事例が報告されている。ある若者は、友達やクラスメートからの絶えざる質問に対処するために、実際に起きていることについてしつこく尋ねられないよう、Facebook で定期的にシェアする自身の人生の「軽いバージョン」を作り上げた (boyd, 2014, p.74=2014, p.120)。つまり、自身に関する情報を一切公開しない、あるいは周囲が期待している程度までに公開しないことによって受ける圧力を減らすために、周囲が納得し得ると考えられる最低限の情報を、自ら積極的に公開するということである。この戦略がうまく機能する場合、周囲はシェアされた情報に満足し、それ以上詮索することもなくなるだろう。これは、無制限にシェアしているという見せかけによって効果的にプライバシーを実現すること、単に手を引くよりもシェアによって社会的状況を管理できるということである

---

(9) こうした行為は、「ソーシャルステノグラフィー (social stenography)」と呼ばれる。それは、特定の社会的文脈に埋め込まれた、共有の知識やヒントを活用することによって、丸見えの場所にメッセージを隠すことである (boyd, 2014, p.65=2014, p.106)。

(boyd, 2014, p.75=2014, p.120)。恥ずかしい写真を SNS に自ら積極的に公開するといった若者の行動も、こうした意図に基づく場合もあるという<sup>(10)</sup>。しかし、その意図に反して、つまり、自らの想定したものと異なる文脈において当該の写真が受け止められて、トラブルにつながることもあるかもしれない。いずれにせよ、デジタルコンテンツを頻繁にシェアしているということは、若者たちが無差別にシェアしているということでもなければ、公衆に広く公開することを意図しているわけでもない (Marwick & boyd, 2014, p.1052)。

### 3. プライバシーの管理に要する能力の獲得

これまでに見てきたような各種の戦略を若者たちが必要と感じている状況は、ネットワーク化された公共という空間及びイメージの出現と不可分である。そこでは、プライバシーそのものがネットワーク化されていると言ってもよい。ネットワーク化されたプライバシーという状況においては、情報の規範と文脈は参加者によって相互に構築されるのであり、頻繁に移行する (Marwick & boyd, 2014, p.1064)。つまり、ここではプライバシーの実現ということが、また、それに関わる実践が、個人に閉じたものにはなっていない。例えば、若者たちは互いに情報を開示することによって信頼を構築し、それによって相手がその情報を他の人々に開示するのを防止する (Marwick & boyd, 2014, p.1061)。しかし、そうした試みが常にうまくいくとは限らない。当人は自らが参加するコミュニティの規範や文脈に即して何らかの投稿を行ったつもりでも、文脈崩壊が生じた場合には当該の投稿がトラブルを招いてしまうかもしれない。そして、そのような事態は頻繁に発生している。このことが意味しているのは、若者たちは投稿するものについての社会的コストを考慮してはいるが、それを常に正しく把握しているわけではないということである (boyd, 2014, p.63=2014, p.101)。

ネットワーク化された公共におけるプライバシーは、それに関わる人々の相互の関係に規定されている。若者たちは、彼らが置かれた状況や、彼らがどのように認知されるのかということや、彼らが共有した情報を管理できる能力として、プライバシーを概念化している (Marwick & boyd, 2014, p.1056)。そして、ネットワーク化されたプライバシーという概念は、ニッセンバウムの言う文脈の統合性ということの前提

---

(10) ただし、このような行為に対する評価は常に肯定的なものにはなり得ない。一例として、虐待されている若者が、家で本当に起きていることを誰も尋ねてこないようにするために、奇をてらった話をすることがあるという (boyd, 2014, p.75=2014, p.121)。

を問うものであるとされる。文脈の統合性においては、文脈が変動せず分割され得ること、プライバシーの侵害は異なる情報規範を伴う異なった文脈に情報が移される時に限って生じることが想定されているというのが、その理由である (Marwick & boyd, 2014, p.1064)。また、ネットワーク化されたプライバシーにおいて確認できるのは、統合された文脈、そしてそれに基づくプライバシーがあらかじめ存在し、それが侵害されるということではない。むしろ、若者たちのプライバシーは、構造的もしくは社会的障壁にもかかわらず、積極的かつ継続的に達成を試みられているのであり、その達成には、複雑な文脈の合図、技術的アフォーダンス、社会的力学を操舵することによって社会的状況を管理する能力を要する (boyd, 2014, p.60=2014, p.97)。しかし、誰もがそうした能力を手にはしていないとは限らない。だからこそ、多くの若者たちはプライバシーやそれと結びついたアイデンティティに関する困難に悩む。

したがって、若者たちが SNS を巧みに操り、ネットワーク化された公共におけるコミュニケーションを享受しているからといって、それを手放しに称賛することは適切ではない。つまり、若者たちが置かれた現状を正確に理解するということは、それをそのまま肯定すべきであるということではない。現代のテクノロジーを効果的かつ有意義に使うためのスキルと知識を発達させる機会が、若者たちには必要である (boyd, 2014, p.177 =2014, pp.289-290)<sup>(11)</sup>。このようなスキルや知識の育成には、能動的な学習 (active learning) が必要であると、ボイドは述べている。そうした学習において身につけるべき不可欠な要素の一つが、情報倫理であろう。ただし、そのような学習の場面に位置づけられた情報倫理は、文脈の多元性を視野に入れたものでなければならない。それは、ムーアが構想したような情報倫理の在り方であるかということ、そうではない。ムーアの構想では、それぞれの場面の個別性を視野に入れるとしても、それらに共通の指標が一律に適用可能であることが前提とされていた。しかし、そのような適用が可能であり得るのは、文脈の同一性が保たれている場合に限られる。文脈が問題になる場合、行為の持つ意味やそれに対する認知そのものが状況依存的である。本稿では、そのことを文脈の管理と崩壊をめぐる考察を通じて示した。文脈の多元性を考慮に入れない普遍主義的な倫理を、一律な基準としてあらゆる場面にパターナリスティックに適用することは、実効的であるとは言えない。

---

(11) デジタル面に精通するために必要な多くのメディアリテラシーのスキルには、平均的な若者が Facebook や Twitter で一緒に楽しみながら獲得するものよりもはるかに進んだレベルの関与が求められる (boyd, 2014, p.197=2014, p.322)。

## V. おわりに

文脈の多元性を視野に入れた情報倫理とは、ある文脈に適用可能な倫理は他の文脈には適用できないという、極度な相対主義を受け入れることに等しいのだろうか。そうではないということを、高橋久一郎が論じている。高橋の記述を要約すれば、次のように表現できるだろう（高橋, 2003, p.69）。倫理学の理論は、最終的な解答をそれとして示すというのではなく、問題解決に向けて考慮すべき「素材」を提供する。そのような倫理学は、ある一つの理論を確定的なものとして提出し、それが示す答えだけが正しいと主張する必要はない。このように述べることは、相対主義を意味するのではない。なぜなら、こうした営みは、認識や規範の共有の可能性を否定するものではないからである。ただし、高橋の提唱する倫理学の実践においては、共有されるべき認識や規範は、あらかじめ定まったものとはなり得ないだろう。本稿でのプライバシーに関する議論は、まさにそのことを示している。プライバシーは静的な構成概念や、ある特定の情報や環境に自然に備わっている性質ではなく、印象、情報の流れ、文脈を管理することによって社会的情報を制御しようとする過程である（boyd, 2014, p.76=2014, p.122）。あらかじめ定義された「プライバシー」なるものをトップダウンであらゆる場面に適用しようとしても、それぞれの文脈の個別的状況に適合するとは限らない。それどころか、トップダウンでパターナリスティックに適用される「プライバシー」の言説は、若者たちを悩ませている周囲の大人たちからの「監視」の眼差しを無批判に正当化し、さらには、それと結びついた各種の規制のためのルールを思想的源泉としてさえ機能する。そこに広がっているのは、能動的な学習とは正反対の光景であろう。

環境倫理学の領域において鬼頭秀一は、地域の人々が置かれている状況やその考えを無条件に肯定する立場は「静的 (static)」な多元主義であると論じ、それとは異なる多元主義の在り方、すなわち、「学び」の過程を通じた「動的 (dynamic)」な多元主義を構想すべきであると論じた（鬼頭, 2000, pp.68-69）<sup>(12)</sup>。このような多元主義の実践が動的であるのは、その過程を通じて人々の認識や意思決定の方向性が変化し得るからである。ネットワーク化された状況下でのプライバシーは静的ではなく、継続的にその達成が試みられる過程であるというボイドの定義における議論の方向性を、

(12) 鬼頭や高橋の主張をはじめとして、環境倫理学と情報倫理学の議論を統合的に捉え、それに基づく教育活動を展開する可能性を、萩原（2021）で論じた。

鬼頭の主張に重ねて捉えることもできるのではないだろうか。「学び」の過程において、倫理学は解を一義的に示すことはない「参照枠 (frame of reference)」として機能するのであり、その枠組みはメタレベルの普遍性を指向する(鬼頭, 2000, pp.68-69)。それぞれの場面でのプライバシーの在り方は、その文脈に応じて多元的であり得る。しかし、文脈の多元性を理由に、現時点で実現している状況、あるいは、実現が目指されている方向性が無批判に容認されてはならない。そのためには、文脈の多元性を重視しつつ、他の諸事例と比較検討し、自らの置かれた状況を問い直すことを可能にする、メタレベルの枠組みが重要な意味を持つ。それを参照することは、当事者たちが「プライバシー」という概念の諸側面を適切に理解し、問いを深めていく手がかりとなり得る。デ・ジョージが示したプライバシーの類型も、そのような参照枠、あるいは高橋の表現では、判断のための「素材」として活用できるはずである。このようにして、参照枠としての情報倫理を活用し、ネットワークに関わる人々の間での能動的な学習を通じてプライバシーの在り方を批判的かつ継続的に検討していくことが、ネットワーク化されたプライバシーが当人たちにとって望ましいものとなるための重要な条件である。

## 参考文献

- Adorjan, M., & Ricciardelli, R. (2019). A new privacy paradox? Youth agentic practices of privacy management despite 'nothing to hide' online. *Canadian Review of Sociology*, 56(1), 8-29.
- boyd, d. (2014). *It's complicated: The social lives of networked teens*. Yale University Press. ((2014)『つながりっぱなしの日常を生きる——ソーシャルメディアが若者にもたらしたもの』野中モモ(訳)、草思社。)
- De George, R. T. (2018). Privacy, public space, and personal information. In A. E. Cudd & M. C. Navin (Eds.), *Core Concepts and Contemporary Issues in Privacy* (pp.102-117). Springer International.
- Johnson, D. G. (2001). *Computer ethics*. (3rd ed.). Prentice Hall. ((2002)『コンピュータ倫理学』水谷雅彦・江口聡(監訳)、オーム社。)
- Marwick, A. E., & boyd, d. (2014). Networked privacy: How teenagers negotiate context in social media. *New Media & Society*, 16(7), 1051-1067.
- Micheli, M. (2021). Avoiding Facebook: Low-income youth's (negative) discourses about Facebook. In E. Hargittai (Ed.), *Handbook of Digital Inequality* (pp.148-164). Edward Elgar.
- Mill, J. S. (1910). *Utilitarianism, liberty, and representative government*. J. M. Dent & Sons. ((1979) 関嘉彦(編)『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』中公バックス。)
- Moor, J. H. (1985). What is computer ethics? *Metaphilosophy*, 16(4), 266-275.
- Moor, J. H. (1998). Reason, relativity, and responsibility in computer ethics. *Computers and Society*, 28(1), 14-21.
- Nissenbaum, H. (2004). Privacy as contextual integrity. *Washington Law Review*, 79(1), 119-157.
- Rønn, K. V., & Søre, S. O. (2019). Is social media intelligence private? Privacy in public and the nature of social media intelligence. *Intelligence and National Security*, 34(3), 362-378.
- Solove, D. J. (2007). 'I've got nothing to hide' and other misunderstandings of privacy. *San Diego Law Review*, 44, 745-772.
- Solove, D. J. (2008). *Understanding privacy*. Harvard University Press.
- Van Dijck, J. (2013). 'You have one identity': Performing the self on Facebook and LinkedIn. *Media, Culture & Society*, 35(2), 199-215.
- Vickery, J. R. (2015). 'I don't have anything to hide, but...': The challenges and negotiations of social and mobile media privacy for non-dominant youth. *Information, Communication & Society*, 18(3), 281-294.
- Warren, S. D., & Brandeis, L. D. (1890). The right to privacy. *Harvard Law Review*, 4(5), 193-220.
- Westin, A. (1967). *Privacy and freedom*. Atheneum.
- 鬼頭秀一 (2000) 「環境倫理における『地域』の問題を巡って——多元性と普遍性の狭間の中で」『東北哲学会年報』16、61-69。
- 高橋久一郎 (2003) 「情報の倫理性と倫理の工学化」水谷雅彦・越智貢・土屋俊(編)『情報倫理の構築』(pp.39-76) 新世社。
- 萩原優騎 (2020) 「情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題——海洋政策文化学科における『情報リテラシー』の講義を事例として」『東京海洋大学研究報告』16、4-18。
- 萩原優騎 (2021) 「倫理学の観点からの教育活動の接合可能性——海洋政策文化学科における初年次教

- 育の経験に基づいて」『東京海洋大学研究報告』17、31-46。
- 萩原優騎（2022）「パンデミック下での初年次教育としての情報倫理教育の課題——Web 会議ツールの利用に関する論点を中心に」『東京海洋大学研究報告』18、38-51。
- 松葉祥一（2013）「現象学者は普遍的真理の夢を見るか——メルロ＝ポンティの『事實的普遍性』」『現代思想』41(11)、137-151。
- 村上陽一郎（1994）『文明のなかの科学』青土社。
- 村田潔（2004）「情報倫理という問題意識」村田潔（編）『情報倫理——インターネット時代の人と組織』（pp.1-17）、有斐閣。

**The Relationship Between the Plurality of the Contexts of Privacy and  
Information Ethics:  
Focusing on the Problems of Communication with SNS**

<Summary>

Yuki HAGIWARA

Controlling privacy is important in communication with social media such as SNS (Social Networking Service). However, it is difficult for young people, especially teens, to succeed in doing so in many cases. The aim of this paper is to consider this difficulty by focusing on the relationship between the plurality of the contexts of privacy and information ethics.

Some information ethicists claim the importance of the norms which can be applied to every context, which is a universalistic view, while the contexts of privacy are plural. Helen Nissenbaum points out the flow of information can be appropriate when its context is integrated. She says that almost everything happens in a context, whose integrity should be governed by norms. Contextual integrity is maintained when two types of norms are upheld, that is, norms of appropriateness and norms of distribution.

Young people try to control the flow of information when they communicate with SNSs, but they do not necessarily succeed in their attempts. One of the main causes of this difficulty is the network status of contemporary public, as danah boyd discusses. The flow of information will be maintained as long as the true audience matches their imagined audience. For example, they upload pictures in the scene of playing a plank addressed to their friends as their imagined audience, but their parents and teachers who do not necessarily share their context may find the pictures, which is called context collapse.

There are several strategies to avoid context collapse, such as using different SNSs for different contexts in accordance with the imagined audience. Of course, they can set their accounts private or block someone, but these choices may have a negative influence on their relationship. Another strategy young people often use is restricting information open to the public. The example given by boyd is creating a “light version” of one’s life, that is, sharing at least a little bit on SNSs affords one more privacy than sharing nothing at all. The appearance of unlimited sharing enables one to prevent the audience from asking about what is actually happening.

However, boyd says that young people need to acquire the skills to be digitally savvy through active learning to control networked privacy properly. Privacy in the networked public is not a static construct but a process to have control over a social situation by managing the flow of information and its context. Therefore, applying the uniformed criteria paternalistically to every context is not useful anymore. Considering the plurality of the contexts, information ethics should be defined as a frame of reference that does not show one unique solution, with which people reconsider their contexts continuously through active learning so that they could achieve networked privacy.